

## 第三者の行為（自動車事故・けんか・他人の犬に咬まれる等） による被害に合った場合の健康保険組合への届出 『第三者の行為による傷病届』

1. 交通事故など第三者の行為による被害にあった場合、健康保険で必要な治療が受けられます。ただし、その場合は速やかに、事業所を經由して「第三者の行為による傷病届」を当健康保険組合に提出して下さい。
2. 労災（業務上や通勤途上での事故）に該当する場合は、健康保険での給付は受けられません。健康保険証を使用した時は、健康保険組合が支払った医療費について返還していただくことになります。速やかに事業所担当者及び労働基準監督署にご相談ください。
3. 治療にかかった医療費は、本来は加害者が負担すべきものなので、当健康保険組合が一時的にその医療費を立て替え、あとで加害者や損害保険会社に請求（「求償権の代位取得」と言います）することになります。（根拠条文；健康保険法第57条）
4. 「第三者の行為による傷病届」を提出せずに健康保険で治療を受けると、保険給付の全部、または一部が制限されることがあります。また、加害者との示談の内容によっては、被害者（あなた）が医療費を全額自己負担することもあります。示談を行うときは、事前に当健康保険組合にご相談ください。
5. 加害者不明の場合は、わかる範囲で記入し、添付書類についてもできる範囲で構いません。

### 添付書類

#### ① 自動車事故証明書

安全運転センターで発行されます。なお、最寄りの警察署・派出所でも、「交通事故証明書交付申請書」を備えていますので、お問い合わせください。

#### ② 事故発生状況報告書

事故の状況を詳しく記入して下さい。

#### ③ 念書 兼 同意書

被保険者の住所・氏名を署名捺印してください。

#### ④ 治療を受けた医師の診断書（治療終了ないしは症状固定時に提出）

#### ⑤ 死亡の場合は戸籍謄本及び死亡診断書

#### ⑥ 損害賠償金納付確約書・念書または誓約書

加害者の損害賠償に関する同意書又は損害保険会社の損害賠償に関する誓約書

⑦ 示談をしているときは示談書の写し

## ※自損事故の場合

- ①第三者の行為による傷病届
- ①事故発生状況報告書
- ②事故・事件に伴う健康保険適用申請書